

【研究論文】「一つの中国」原則の解釈と認識の変化 —指導者交代に伴う解釈の変化と憲法改正との変化との関連を中心に—

宮下 浩幸

日本大学大学院総合社会情報研究科後期課程

Changing interpretations and perceptions of the "One China" principle

—Focusing on the relationship between changes in interpretation due to leadership changes and changes in constitutional reform—

MIYASHITA Hiroyuki

Graduate Student at the Graduate School of Social and Cultural Studies, Nihon University

Since 1949, both the People's Republic of China (PRC) and the Republic of China (ROC) have asserted that there is only one China. However, the substantive meanings attached to this claim have diverged, and the policies derived from it have evolved in line with shifting interpretations over time.

The PRC has institutionalized its interpretation through legislation and constitutional amendments that provide legal justification for the potential use of force in pursuit of national unification. By contrast, the ROC has undergone a profound process of democratization since 1996, introducing direct presidential elections and enacting constitutional amendments that increasingly reflect popular sovereignty.

Although both sides continue to formally uphold the principle that China is one, the societal consensus underpinning this claim has grown increasingly incongruent. This paper examines the evolving interpretations of the “one China” claim by analyzing the interaction between leadership changes and constitutional amendments on both sides of the Taiwan Strait.

1. はじめに

1949年10月1日、毛沢東が中華人民共和国（以下「中国大陸」という）の建国を宣言して以来、「中国人民政治協商會議共同綱領」第1条において、「全国のすべての民主階級と民族集団を団結し、帝国主義、封建主義、官僚資本主義に反対し、中国の独立、民主主義、平和、統一、繁栄を目指す。」として、「民族の団結と統一」を掲げる¹一方で、中国大陸と台湾の中華民国（以下「台湾」という）は分裂国家の分裂体同士として、独立した政治的実体による分断統治が継続している。また、双方には各々において解釈や認識が異なる、いわゆる同床異夢の「一つの中国」原則が存在する。この「一つの中国」に関しては、中

国大陸と台湾（以下「中台両岸」という）が、1949年以降、各々の指導者の方針に基づく対外政策を採用してきており、国際社会の情勢や政治体制の変化に応じて位置づけや解釈の弾力的な変化が見られる。

本稿は、1949年から2025年に至る中台両岸の指導者及び政権の採用した政策と具体的な実行を検討することを通じて、「一つの中国」をめぐる解釈及び認識等の変化とその限界について、明らかにすることを目的とする。とりわけ、中国大陸による武力の行使に影響を与える主な要素に着目する。具体的には、まず、中台両岸の「一つの中国」原則の解釈を整理した上で、その変遷を中台両岸の指導者等が採用した政策に着目して概観する。次に、それらの政策

と各々の憲法との関連について分析する。さらに、中台両岸の採用した政策及び、それに伴う政治的な対応の実態を踏まえ、「一つの中国」原則の解釈と認識の変化とその限界について考察する。

2. 「一つの中国」原則の解釈

2.1 中国大陸における解釈

福田は、中国大陸での「一つの中国」原則の解釈について、「中国政府が主張する『一つの中国』原則は、台湾に対する原則と、国際社会に対する原則の二つから構成されている。台湾に対する『一つの中国』原則は、①世界で中国はただ一つ、②台湾は中国の領土の不可分の一部、③中国と台湾の政府は一つであり、すなわち中華人民共和国政府である、という三要素から成り、台湾にも中国と同様に『一つの中国』原則を堅持してきた歴史があると、中国政府は主張している。国際社会に対する『一つの中国』原則は、①世界で中国はただ一つ、②台湾は中国の領土の不可分の一部、中華人民共和国政府はすべての中国人民を代表する唯一の合法政府である、という三要素から成る」²と指摘する。つまり、中国大陸では、毛沢東以来、一貫して「一つの中国」の立場を堅持し、1971年国連総会での中国代表権の獲得を経て、その姿勢を顕示している。

2.2 台湾における解釈

福田は、台湾での「一つの中国」原則の解釈について、「蒋介石政権は、①世界で中国はただ一つであり、②台湾は中国の領土の不可分の一部であるという点に関しては、中国政府と同様の主張を行っていたが、『中国』の主権に関しては、國府こそが正統政府であると主張し、『漢賊並び立たず』の立場を探っていた。さらに、蒋介石は『賊』である共産党政権から大陸を取り戻すために『大陸反攻』を標榜していた」³と説明する。

しかし、台湾における「一つの中国」原則では、総統の交代に伴い、同原則の解釈や取り扱いに関し、廃棄や解消こそないものの国家統一委員会の設置や廃止など、大幅な範囲の中で弾力的に変化する「一つの中国」路線の様相を経てきた特徴がある。

2.3 中台両岸の解釈の差異と国際社会の認識

中台両岸は、共に中国はただ一つであり、中国大陸も台湾も中国の領土の不可分の一部であるという点で概ね一致してきた一方で、中国の正統な政府について、各々が自らの政府に正統性があると主張している点に解釈の違いがある。他方、国際的立場では、国連における台湾の代表権は、1970年第25回国連総会で中国大陸を国連に迎え入れたいという気運が盛り上がり、1971年10月25日の第26回国連総会にて中国代表権に関する決議2758が採択され、中国大陸が台湾に代わり国連の活動に参加することとなった。また、米国等は中国大陸の国連参加を認め、安保理常任理事国の席に加えると同時に台湾の議席をも認める二重代表制決議案を提出するとともに、日本は、中国大陸の国連参加を阻まないが、台湾の議席追放には反対であるとの基本方針を発表し、かつ二重代表制決議案及び追放反対重要問題決議案を共同提案する旨を発表した⁴。つまり、当時の日米の方針は、中台両岸が「一つの中国」を主張する一方で、一国一票を採用している国連において、双方に対して国連の議席を承認する姿勢を示しており、中台両岸の各々を国家として扱っていたと言える。

なお、米国の1978年の米中共声明での認知は、「台湾は中国の一部であるとの中国の立場に異論を唱えないが、台湾の安全には関与する」という「一つの中国政策」であり、1980年1月の米華相互防衛条約終了後は、「台湾関係法」により武器を供与し、戦略的曖昧さと大きな矛盾を含みつつ、その状態を維持することで米国の国益を確保していると言える。

3. 「一つの中国」原則の解釈の変化

「一つの中国」原則の解釈の変化について、中国大陸と台湾とに区分し、各々の政策や行動を列挙した上で特徴を概観する。

3.1 中国大陸における「一つの中国」原則の変化

3.1.1 毛沢東（1949年～1976年）

「中国は一つであり、中国大陸政府が中国の唯一の合法政府である」という政治的立場を厳然と貫いた。毛沢東時代は、台湾問題は中国大陸が帝国主義勢力と対決する象徴であり、中国人民政府協商會議

共同綱領第2条の「全中国領土を解放し、中国再統一の大義を完成させる責任を負わなければならない」との記載からも、「台湾解放」は中国の核心的な国家目標として存在したものと言える。結果的には、「台湾解放」を武力により達成する武力統一は米国の軍事力により阻止されたが、1971年第26回国連総会にて、中国大陆政府が中国を代表する唯一の合法的代表であること及び安全保障理事会の常任理事国の一つであることの承認を得て、中国代表権争いには勝利したと言える。

3.1.2 鄧小平（1977年～1989年）⁵

中国大陆の外交原則は「現状維持」ではなく「一つの中国」原則に基づくものであり、1971年の国連総会において、台湾の代表権が追放された後、鄧小平は米国との国交樹立を実現し、それに伴って米台を断交させた。さらに、中国大陆の対台湾政策の大方向を「台湾解放」から「平和的統一」へと転換し、「一国二制度」による台湾問題の解決を提唱した。

1978年12月16日、米中の外交樹立に関するコミュニケが発表され、米国が「中華人民共和国政府を中国の唯一の合法政府として承認する」⁶ことを確認した。この結果を受け、中国大陆は、1979年1月1日、「台湾同胞に告げる書」を発表し、「祖国の平和統一をめざす大政方針」⁷を宣言するとともに、中国大陆による中台統一の呼びかけを開始した。この中で、平和的統一と統一交渉の開始、「三通」（直接の通商、通航、通信）の開始、「台湾解放」から「祖国統一」へと路線を変更した。

3.1.3 江沢民（1989年～2002年）

1992年や1997年に見られた中国大陆の「一つの中国」に対して、「大陸と台湾は共に一つの中国に属している」⁸という表現を用いて、三段論法を多少やわらげたことで、一時的な「一つの中国」原則の柔軟な解釈を行った。しかし、基本的には、「一国二制度」による「一つの中華人民共和国」の実現を政治的目標として掲げ、「一つの中国」原則を前提に台湾との統一交渉に臨む姿勢を維持した。つまり、中国大陆にとっての「一つの中国」原則を「達成すべき目標」として堅持したと言える。

1995年1月30日、江沢民八項目提案では、「中国は一つしかなく、台湾は中国の一部である。『二つの中国』あるいは『一つの中国、一つの台湾』というものの存在は許されるものではなく、『台湾独立』には断固反対する。台湾問題の解決には二種類の方式しかなく、一つは平和的方式であり、いま一つは非平和的方式である」と主張した。

2000年2月20日に中国国務院が発表した「一つの中国の原則と台湾問題」⁹（以下「第二次『台湾白書』」という）において改めて「交渉の無期限延長」に対する武力行使も辞さないと警告したが、江沢民は、台湾への武力行使の可能性について、「中国人は中国人のことを攻めない」と述べており、「一つの中国」原則について、判断基準は曖昧であるものの、祖国統一の完全な破棄を限度として武力の行使を留保したものと考えられる。

3.1.4 胡錦濤（2002年～2012年）

松田は、陳水扁総統が二期目就任以前の2004年5月17日の「一つの中国」原則に関する国務院台湾事務弁公室の声明（517声明）に関し、「国家の主権と領土の保全を断固として防衛するという意思は決して動搖しない。『台湾独立』は、決して容認しない。」とし、従来の「統一促進」を目的とした中国の台湾政策の論調の変化を指摘する¹⁰。つまり、民主進歩党の陳水扁の再選により、中国の対台湾政策は、「統一促進」の実現可能性が後退し、「独立阻止」へと変化したと理解できる。また、松田は、胡錦濤の権力強化が進んだ2005年3月、「胡錦濤四項目」の、「一つの中国」原則の堅持は動搖しない等¹¹の声明も、統一促進ではなく、独立阻止を主眼としていると指摘する¹²。つまり、台湾での統一を望まない世論と現状の国際情勢を直視すれば、統一促進という政治的主張と現実との乖離が主張に変容を及ぼしたと言える。

なお、中国大陆による台湾への武力による威嚇が総統民選に与えた効果について、中国大陆寄りの総統候補が全て落選した事実を鑑み、威嚇は効果が薄く副作用が強いものと指摘¹³され、より実現可能性の高い対抗措置を採用したものと評価できる。一方で、2005年3月14日、反国家分裂法を制定し、台湾独立に対して非平和的手段を含む断固たる措置を合法

化し、「非平和的手段」を行使する条件として、平和統一の可能性が完全に失われた場合等¹⁴を規定した。しかし、2006年2月27日、台湾の国家統一委員会の廃止と国家統一綱領の停止に対し、中国大陸は、強く批判したものとの武力の行使に及んではいない。

松田は、「①『統一促進』ではなく『現状維持』に重点があり、②『一国二制度』政策を『異なる制度と高度な自治』と表現し、③『非平和的手段』行使の条件を厳しくすることで、武力行使条件における一定の『戦略的あいまいさ』を維持する」¹⁵と説明する。つまり、台湾という核心的利益を確保するための武力行使を留保しつつも、その「非平和的手段」を採用する閾値を自ら高め、極めて限定的な運用となるように、自発的に抑制していると言える。

3.1.5 習近平（2012年～2025年）

2013年10月10日、「両岸関係は国際関係ではない」と表現し、2015年11月、シンガポールでの1949年の分断以来初となる習近平・馬英九会談にて、習近平は「どのような党派、団体であろうとも、過去に何を主張したことがあっても、『92年コンセンサス』の歴史的事実を承認し、その中核的意味に賛同しさえすれば、我々は彼らと喜んで交流する」¹⁶と発言し、1949年の建国以来の中国大陸政府の一貫した主張である台湾解放を堅持した。また、台湾解放・台湾統一の極めて重要な課題としての位置付けは、習近平の2015年3月の談話での「92年コンセンサス」¹⁷の強調からも裏付けられる¹⁸。

他方、2018年2月に「台湾に対する31項目の優遇措置」（恵台31条）として、「投資と経済協力の領域で台湾企業に大陸企業と同等の待遇を与える」とと「台湾同胞が大陸で学修、創業、就職、生活をするために大陸同胞と同等の待遇を提供する」ことが提起された¹⁹。

一方で、2018年11月の台湾での統一地方選挙での民進党の惨敗を受け、2019年1月2日、「台湾に告げる書」40周年の重要講話で提示された五項目（習五点）では、台湾に対して「武力の使用を放棄することを決して約束しない」と強硬な発言に至った。福田は、習近平は、「中国人は中国人を攻撃しない」としつつも「武力使用の放棄は承諾しない」と明示

し、胡錦濤と比べて、「武力行使」を強調する傾向が強いと指摘する²⁰。また、2019年7月24日、中国は「国防白書」を発表し、「我々は武力行使の放棄を約束しない。（中略）もしも台湾を中国から分裂させる者がいたら、中国の軍隊は一切の代価を惜しまず、これを打ち砕き、國家の統一を防衛する」²¹という強い言葉で蔡英文を牽制した。

2022年8月10日、「台湾問題と新時代の中国統一大義」²²でも、改めて「平和統一」と「一国二制度」を強調しつつ、台独主義や外部の干渉に対しての武力行使の放棄を否定し、かつ、非平和的手段を含むあらゆる措置を選択肢として留保しており、「一つの中国」原則及び「92年コンセンサス」を顕示していると言える。つまり、台湾に対する強硬な政策として台湾独立を牽制する表現を強化したが、胡錦濤政権の延長線上にある、経済的抱き込みを主とした稳健策を採用していると考えられる。

3.1.6 小括

中国大陸は、1949年の建国以来、達成すべき目標として「一つの中国」原則を前提に「一国二制度」のもとで国家統一の方針について、基本的に一貫した立場を採用しており、「一つの中国とは中華人民共和国」という主張を堅持している。つまり、中国大陸にとっての現状とは法的な「一つの中国」の状態であり、台湾による法律上の「地位の変更」による現状の固定化・合法化は決して認められないとの姿勢に変化は全く見られない。このため、中国大陸にとっての台湾の「現状の固定化・合法化」は現状維持とはならず、最も挑発的な「現状変更」と捉えられており²³、武力行使の対象としていることから、「一つの中国」原則の解釈の基盤となる現状への認識が初志貫徹されているものと言える。

3.2 台湾における「一つの中国」原則の変化

3.2.1 蔣介石（1949年～1978年）

1948年5月20日の総統就任演説において蔣介石は、憲法と国家建設という任務の完遂及び三民主義の理念の下、憲法に基づく国家統一、独立及び繁栄の達成を目標として掲げ、全国同胞に対して主張した。また、外交政策については、国連の強化、既存の

国際協力政策の確立及び自助政策の実施により国内における自立を確立するとともに、対外的には対等な立場で協力関係を促進する方針を宣言した。

しかし、1949年、国共内戦に敗れ、中華民国政府が台湾に遷都して以降、「大陸反攻」を一大政治目標として、「国家統一」、すなわち中華民国による中国全土の統一という政治目標が全面に掲げられ、中国を代表するのは中華民国であり、台湾は中国の領土の一部であるという立場がとられた。このため、台湾側にとっての「一つの中国」とは、「一つの中華民国」を意味した。この蔣介石が掲げた「大陸反攻」及び「国家統一」による「一つの中華民国」の政治目標は、蔣經国へと引き継がれたが、1987年の戒厳令解除によって、「一つの中華民国」に変化が見られた。

3.2.2 蔣經国（1978年～1988年）

1978年5月20日の総統就任演説において蔣經国は、唯一の原則は三民主義であり、唯一の革命は国民革命であり、反共民族復興は、三民主義と民族革命の持続であると主張した。そして、国力を豊かにし、人民の生活を改善し、憲法機能を拡大し、清潔な政治を確立して三民主義を実践し、本土の回復

（光復大陸國土）と本土の同胞を救う行動（解救大陸同胞的行動）が宣言され、外交政策は、中米関係の強化、中国の利益は米国の利益であり、中国の害は米国の害、中国と米国の関係は同じ利益であり、分裂は同じ害であると主張した。つまり、蔣經国時代に至っても「蔣介石」の「大陸反攻」を基本的に継承したが、1987年7月の戒厳令の解除によって、台湾そのものの民主化が進むことで台湾そのものが変化を遂げ、「一つの中国」の解釈が実質的に変容したと言える。

3.2.3 李登輝（1988年～2000年）

1988年1月、蔣經国総統の死去により、李登輝副総統が新総統に就任し、初期の「現段階における大陸政策」では、「三不政策」²⁴が確認され、「三民主義による中国統一の行動強化」が強調された。

1990年5月20日の総統就任演説では、中華民族の未来に偉大で長続きする基盤を築くかは、国内外の12億人の中国人の共通の責任（固然是海内外十二

億中國人的共同責任）であるとして、中華民国憲法による健全な民主主義と政党政治の確立が主張された。つまり、本省人出身の李登輝の権力基盤が盤石ではなかったことも影響し、蔣介石・蔣經国の「一つの中国」路線が踏襲されたが、その後、「大陸反攻」という「現状変更」政策は放棄された²⁵。

1990年11月8日、総統の諮問機関である国家統一委員会を設置し、1991年2月23日に「大陸と台湾はともに中国の領土であり、国家の統一を完成することは、中国人共同の責任」であり、「理性、平和、対等、互恵の原則の下で」段階的に国家統一を成し遂げるべきという台湾側の国家統一の指針として「国家統一綱領」²⁶を打ち出した。

しかし、1991年4月、反乱鎮定動員時期臨時条項の廃止により国共内戦の終結を宣言し、政治実体としての中国大陆を認め、1991年の改憲で、憲法の効力の及ぶ範囲を台湾に限り²⁷、中国共産党の中国大陆における統治権の合法性を認め、少なくとも特殊な国と国との関係であるとしたが、独立の必要性については否定した²⁸。つまり、中華民国が中国大陆全土を統治するという虚構を捨て、事実上、台湾・澎湖諸島及び金門・馬祖島を統括する中華民国もまた別の政治実体であると自ら宣言することで、台湾の对中国政策のあり方そのものを大転換させたと言える。

黄は、1990年に設置された総統直属の諮問機関である国家統一委員会は、大陸政策の指導原則として、「国家統一綱領」を定め、1992年8月1日、同綱領に基づき「一つの中国は一つの中華民国を指す」と定義したと指摘する²⁹。他方、1995年4月8日の国家統一委員会での李六項目提案では、「両岸分治の現実に立脚した中国統一の追求」が含まれており、中国が二つの政治実体によって分割統治されている点が強調されたと言える³⁰。

松本は、1995年5月の李登輝の訪米を経て、1996年6月、李登輝が米国の学者との会見時に「一つの中国」とは、統一後にはじめて実現するものであり、台湾は中国の一つの省に過ぎないという中国側の主張は断じて受け入れられない」と語ったとし、「一つの中国」は未だ存在しないとの解釈を示したと指摘し³¹、末期からは「一つの中国」を「未だ見ぬ一つの中国」として捉えようとする姿勢が見られた。

1996年5月20日の中華民国初民選総統となった

就任演説では、冒頭、2,130万人の同胞（兩千一百三十萬同胞）が「人民の主権」の時代に突入、中華民族は希望に満ちた領域に入ったと主張³²し、1990年の總統就任演説の内容から大きな変化が見られた。

3.2.4 陳水扁（2000年～2008年）

2000年以来、「一つの中国」原則の受け入れを拒否し、「事実上の台湾独立化」を推し進めた。2002年8月、中国大陆と台湾は海峡を挟んだ別の国という陳水扁の「一辺一国」発言、「台湾」を「中華民国」の略称として使う意向や「正名運動」及び憲法制定に関する住民投票に関する発言を受け、選挙での勝利を目指す行動と引き換えに米台関係を悪化させた。

2004年5月20日、2期目の總統就任演説において陳水扁は、「5つのノー」（中国に武力行使の意図がない限り、任期内に独立を宣言しないし、国号を変えないし、二国論を憲法に書き込まないし、現状を変更する統一・独立を問う住民投票を推進しないし、また国家統一綱領と国家統一委員会を破棄・廃止するという問題もないことを保証する）³³の継続を示唆し、「一つの中国」原則に対する歴史的事実は否定できず放棄できないと主張し、1期目の独立志向からの若干の修正が見られた一方で、中台間の「三通」の受け入れは、中台两岸の経済依存を増長し、台湾の中国大陆への隸属への傾倒を促進する点で以後の政策に大きな影響を与えたものと考える。

他方、2006年2月27日、台湾の2,300万人の将来を選択する自由意志を保証するとの論理の下で、国家統一委員会の廃止及び国家統一綱領の運用停止が決定された³⁴ことに対し、胡錦濤国家主席は「今後も平和統一を目指すが、台湾を祖国から分離することは絶対に許さない。歴史の潮流に逆らう者は失敗の運命から逃れられない」³⁵と強く批判し、台湾周辺の大規模な軍事演習を実施したが、直接的な武力の行使には及んでいない。

なお、日本国政府は、外務報道官談話として「台湾との関係についてのわが国の立場は日中共同声明にあるとおりであり、何ら変更はない」³⁶と表明した。

以上のことから、陳水扁は、「一つの中国」を「未だ見ぬ一つの中国」として捉える姿勢がみられ、「一つの中国」という国家統一目標が、もはや「達成す

べき目標」ではなく、現在の中台関係を対等な関係として位置付けることが台湾にとってのより重要な政治的目標となっていた。つまり、「一つの中国」の意味合いに曖昧さと解釈の幅を持たせつつ「二つの対等な政治的実体の関係」としての中台関係を築くことを目指したものと言える。

3.2.5 馬英九（2008年～2016年）

2008年3月、陳水扁の政策から一転、馬英九は「92年コンセンサス」（九二共識）を受け入れ、特殊な国と国との関係を否定した。2008年5月20日の就任演説では、「現状維持」としての新三不政策³⁷と、中国との対話再開を提起し「両岸人民は共に中華民族」と強調し、岡田は、「一つの中国」の概念が主権や領土を中心とした「属地主義」「属政府主義」から、「共に中華民族」という「属人主義」的なものに置き換えが示唆されると指摘する³⁸。

2012年5月20日の2期目において馬英九は、「一つの中国、2つの地区」としての現状維持を主張した。また、「2,300万人の同胞」に対し、中華民国は台湾において、新たな形で再出発したとの認識を展開し、現状での中華民国の実効支配地域として憲法上の領域に依拠する主張となった。そして、2013年4月、馬英九は「二つの中国、一つの中国と一つの台湾、台湾独立を推進しない」と明言し、2013年10月10日、双十国慶節に際しての祝辞³⁹では、「両岸の人々は同じ中華民族であり、両岸関係は国際関係ではない」と表現し、2015年11月、1949年の分断以来、初となる習近平・馬英九会談がシンガポールにて行われるに至ったのである。

3.2.6 蔡英文（2016年～2024年）

2016年5月20日の總統就任演説において蔡英文は、「第1に、1992年の両岸两会会談の歴史的事実及び求同存異⁴⁰の共通の認知は歴史的事実であること。第2に、中華民国の現行憲政体制。第3に、両岸の過去20数年間にわたる話し合いと交流の成果。第4に、台湾民主主義の原則と普遍的な民意」⁴¹が既存の政治的基礎と「2,300万人の台湾同胞」に対し主張した。そして、1992年に両岸の两会（海峡交流基金会と海峡两岸關係協會）が相互理解と求同存異の政治

姿勢で理解が得られた歴史的事実を尊重するとしているのである。

松田は、2015年12月に蔡英文が「民進党は1992年の両岸会談の歴史事実を否認していないし、また当時双方がともに相互諒解の精神を持ち、同じものを求めて異なるものを残したことに賛同する」⁴²と挙げたことを指摘する。

2020年5月20日の総統就任演説において蔡英文は、「平和、対等、民主、対話」を掲げ、中国大陸が主張する「一国二制度」が台湾海峡の現状を破壊するものと批判し、中華民国憲法と両岸人民関係条例に基づき現状を維持する立場を主張した⁴³。

3.2.7 賴清徳（2024年～）

2024年5月20日、総統就任演説において賴清徳は、蔡英文前総統が2021年10月に示した対中政策「四つの堅持」に基づく現状維持の方針と中台間の対話・協力及び対等な立場での民間交流の再開の意向を表明した。「四つの堅持」とは、「自由民主主義の憲法、中華民国と中華人民共和国が互いに隸属し合わないこと、主権の侵犯・併呑を許さないこと、中華民国の将来は、台湾人民全体の意思に従うこと、の4つを永遠に堅持すべきである」とすることが「我々の最大公約数」と表明したものである⁴⁴。また、中華民国の将来は台湾の「2,300万人の意志」で決定すると主張し、「一つの中国」原則における解釈は、より台湾地域に限定化されていると考える。

3.2.8 小括

以上のことから、中華民国における「一つの中国」原則の現状とは、中国大陸と台湾との分裂した政治実体が並存しつつも、条件が揃えば将来的に「一つになる可能性がある政治実体」として認識されており、歴代の総統就任演説からは、中国大陸との均衡を保つつも幅広く弾力的に解釈が変更されてきたと言える。また、その弾力の幅は民主化が進展し憲法を遵守する体制下において、実効統治の範囲の人民の世論を反映した内容に留まりつつ、国際社会の動向にも配慮しており、中国大陸における共産党政権が成立して以来の初志貫徹した認識とは乖離しているものと考えられる。

表1は、総統就任演説における「一つの中国」原則に関する事項を抽出したものである。

表1 総統就任演説での主張の抜粋一覧表

総 統	主張の概要
蒋介石 (1949年～1975年) 中国国民党	憲法と国家建設という任務を完全に成功させる。内政は、憲法を通じた国家統一、独立、繁栄及び憲法を通じた国民の幸福と進歩の達成し、法の支配の基盤を確立。軍を強化し軍事的反乱を鎮圧し、民生の原則を貫徹。外交政策は、国連の強化、確立された国際協力政策を継続すると同時に、自助政策を実施し国内で自立し、対外的に対等な立場で協力する。
嚴家淦 (1975年～1978年) 中国国民党	
蔣經國 (1978年～1988年) 中国国民党	唯一の原則は三民主義 ⁴⁵ であり、唯一の革命は国民革命で、反共民族復興は三民主義と民族革命を持続することである。三民主義を実践し、本土の回復と同胞を救助する。外交政策は中米関係の強化、中華民国の利益は米国の利益であり、中華民国の害は米国の害、中華民国と米国の関係は同じ利益であり、分裂は同じ害である。
李登輝 【1期目】 (1988年～1996年) 中国国民党	中華民族の未来に偉大で長続きする基盤を築くかは、国内外の12億人の中国人の共通の責任である。 <u>過去の中華民国の様々な建設は台湾、澎湖、金門地域に限られるが、全計画は中国全体の未来に焦点を当てる</u> 。台湾と本土は中国の不可分の領土であり全ての中国人は血で繋がった同胞である。一つの中国を前提とした対外関係を目指し祖国統一を達成。
李登輝 ⁴⁶ 【2期目】 (1996年～2000年) 中国国民党	<u>2,130万人の同胞⁴⁷が正式に「人民主権」の新時代に突入</u> 、中華民族は希望に満ちた新たな領域にある。中華民国が国際社会と <u>将来の祖国統一</u> の過程で中枢的な役割を果たし、 <u>台湾を運営し、新しい中原を確立する</u> 。台湾で中華民国建設に取り組む一方で、台湾独立路線を採用する必要も可能性もない。両岸の歴史的要因による分断、台湾海峡の両側が祖国統一を目指すのも事実、両岸の中国人民の力を集めて中華民族の繁栄と発展を追求。
陳水扁 【1期目】 (2000年～2004年) 民主進歩党	台湾総統選挙は国民と民主主義の勝利。台湾は立ち上がり、謙虚であるが引き下がらない、自信はあるが満足しない。台湾海峡の両岸の指導者が、民主的互恵の原則を堅持し、将来の「一つの中国」問題に共同で対処する必要がある。(5つのノー) ⁴⁸ を約束する。自由と民主主義万歳、台湾人民万歳
陳水扁 【2期目】 (2004年～2008年) 民主進歩党	2,300万の国民 ⁴⁹ が共同で描いた成果を主張。団結した台湾、平穏な両岸関係などを目指し、台湾を信じて、継続して国際競争力を高め、台湾人民及び我が国のニーズに合致した新憲法を台湾人民に手渡すことを公約。台湾の民主主義発展と台湾海峡の平和安定の維持を強調。「一つの中国の原則」を放棄できな

	い一方、中華民国が台湾、澎湖、金門、馬祖に存在し台湾が国際社会に存在する事実は否定できないとの、全台湾人民の意志の存在を主張。中国指導者の近安定的な発展の重要性、13億の大陸人民の福祉を強調。「平和的台頭」を国際関係開拓の基調と主張の上に「両岸平和発展委員会」を設置し、「両岸平和発展綱領」を制定し、台湾海峡两岸の平和安定と永続的な新関係を主張。
馬英九 【1期目】 (2008年～ 2012年) 中国国民党	国民党の「完全統治、完全責任」の政治觀を実践。台湾の主流世論に最も合致する「新三不政策」の立場を取り、憲法下で台湾海峡の現状を維持。1992年、両岸は「一中各表」について合意、今後も「九二共識」に基づき協議を再開し、「現実に直面し未来を創造」との原則を堅持する。 <u>両岸の人々は中華民族に属しており、台湾と大陸は必ず平和と共栄の道を見いだすことができる。</u> <u>私は2,300万人の信頼を背負った、中華民国は台湾において、新たな形で再出発した。</u> <u>台湾の民主主義万歳、中華民国万歳。</u>
馬英九 【2期目】 (2012年～ 2016年) 中国国民党	国家発展の五本の柱 ⁵⁰ を目標として、幸福な台湾を打ち立てる。国家の安全を保障する鉄のトライアングル ⁵¹ を明示。両岸政策は憲法の枠組みのもと、「新三不政策」として台湾海峡の現状を維持、「九二共識、一中各表」を基礎とし、両岸和平の推進を主張。「一つの中国」とは、中華民国のことである。中華民国の領土は憲法に基づき、台湾と中国大陆を包括するが、現時点では政府の統治権が及ぶのは台湾・澎湖・金門・馬祖。20年来、憲法による両岸の位置付けは「一つの中華民国、二つの地区」の実務的な位置付けであり、「相互に主権を承認せず、相互の統治権を否認せず」という共通認識を確立することを主張。
蔡英文 【1期目】 (2016年～ 2020年) 民主進歩党	「1992年に両岸の両会が相互理解と求同存異の政治的姿勢で、意思疎通を行い、若干の共通の認知と理解が得られた」ことを歴史的事実として尊重し、この既存の事実と政治的基礎の上に、両岸関係の平和的な安定と発展の推進を主張。国民同胞の皆様、 <u>2,300万の台湾人民へと呼びかけた。</u>
蔡英文 【2期目】 (2020年～ 2024年) 民主進歩党	北京当局の「一国二制度」による台湾の矮小化に対し、台湾海峡の現状破壊の拒否を堅持する不变の原則及び現状維持の一貫した立場を主張。情勢の変化に応じ、原則を固く守ると同時に問題の解決には開けた態度を堅持して責任を果たすとし、対岸の指導者も見合った責任を担い、共同で両岸関係の長期的な発展の安定的な実現に期待。 <u>我々2,300万人⁵²、中華民国は団結でき、台湾は安全で、台湾人の榮誉を感じられる。</u>

賴清德 (2024年～) 民主進歩党	中華人民共和国が中華民国の存在事実を直視し台湾人民の選択の尊重を望む。 <u>2,300万の人民</u> に対し、中国が台湾に対する武力侵攻の可能性を断念していないとの認識、中国からの脅威や浸透に対して、国家安全保障の法制度を改善し、国防を強化し、経済の安全保障を構築し、両岸関係の安定、原則に基づくリーダーシップを發揮する。 <u>同胞に対し、中華民国台湾の将来は2,300万の人民</u> が共同で決定、中華民国と中華人民共和国は互いに隸属しない、台湾を世界で尊敬される偉大な国にする。
--------------------------	---

出所：中華民国総統府⁵³、台北駐日經濟文化代表処⁵⁴、中華民國大陸委員会⁵⁵、TAIWANTODAY⁵⁶、台灣新聞（日本語版）⁵⁷の各ホームページを参考に筆者作成。また、下線部・傍点は、「一つの中国」を台湾周辺に限定的に表現しているものと筆者が理解した部分である。

4. 「一つの中国」原則と憲法改正

4.1 中国大陸の憲法改正との関係

1949年9月29日に採択された、中国人民政府協商會議共同綱領には、第2条において、「中華人民共和国中央人民政府は、人民解放戦争を最後まで遂行し、全中国領土を解放し、中国再統一大義を完成させる責任を負わなければならない」⁵⁸として、中国の統一が明文化された。その後、1954年、1975年及び1978年と憲法が制定・改廃され、1982年に制定された現行の憲法⁵⁹は、中国大陆の根本制度・任務を規定、基本原則と改革・開放の基本方針を確定しており、序言にて、「台湾は中華人民共和国の神聖な領土の一部である。祖国統一大義を成し遂げることは、台湾同胞を含むすべての中国人民の神聖な責務である」⁶⁰と明記した。更に、第52条には「中華人民共和国の公民は、國家の統一および全国各民族の團結を維持する義務を負う」⁶¹と規定しており、台湾の統一が核心的利益の一部であることを証左と言える。

なお、序言中の「祖国統一」に関する文言は、直近の1978年憲法において「台湾は、中国の神聖な領土である。我々は、必ず台湾を解放し、祖国統一大業を完成しなければならない」⁶²との文言で追加され、表現に若干の変化が見られるものの、1982年の制定以来、1988年、1993年、1999年、2004年及び2018年の改正を経ているが、当該「祖国統一」の記載は維持され続けていることからも台湾統一は核心的利益の重要な部分を占めるものと考える。

他方、2018 年の改正では、「科学的発展観」及び「習近平の新時代における中国の特色ある社会主义思想」が追加されるとともに、国家主席及び国家副主席の 2 期 10 年までという任期制限が撤廃されたことで、習近平による「中華民族の偉大な復興」に向けた政策の実効性がより一層増大し、祖国統一を念頭に「一つの中国」原則の主張に変化はないものと言える。

したがって、習近平は、憲法改正により 3 期目の続投を可能とし、法により留保しつつも武力行使の可能性を強め「一つの中国」という一貫した目標を堅持し牽引しているものと考える。

4.2 台湾の憲法改正との関係

1949 年、台湾に移転した中華民国政府が現在、実効的に支配している地域は、台湾島のほかは、澎湖諸島、金門島及び馬祖島といった島々に限られている。一方で、1946 年 12 月に制定された中華民国憲法は、中国国民党政府が大陸に拠点を有していた時点において、中国全土に効力を有するものとして制定されたことから、憲法制定前後の大きな情勢の変化によって、現実社会との矛盾を孕むこととなっている。これに対し李登輝は、1991 年の改憲⁶³にて国家主権の及ぶ範囲を限定し、以降、指導者の交代と国際情勢や国際関係の変化に対応している。

しかし、全中国支配を前提とする中華民国憲法を実体に即した内容とするには、中華民国憲法第 174 条⁶⁴の規定により、国民大会代表の三分の二が出席し、その四分の三の賛成による議決が必要との厳しい要件を満たす必要がある。また、同第 4 条には「その領土の変更は国民大会の決議を経なければならない」と規定されるため、領土の変更には、極めて困難を要する。このため、1991 年以降の現状への対応は、憲法本文の改正ではなく、「中華民国憲法増修条文」として制定することで漸次対応していると言える。

松本は、1991 年の改憲に関し、1999 年 7 月 20 日の李登輝による中台関係の新定義に関する開陳として「1991 年の改憲で、憲法の効力の及ぶ範囲を台湾に限り、中国の大連における統治権の合法性を認めた。総統、副総統などを台湾地区人民の直接選挙で選び、全國家機関は台湾地区人民だけを代表するようにした国家間力の統治の正統性は台湾地区人民の

授権によるもので、中国大陆人民とは完全に関係ない」⁶⁵とし、李登輝が「二国論」を通じて中国が主張する「一つの中国」原則を退け、「一つの中国」が存在しないと公式的に位置付けたと指摘する。

松田は、1994 年の改憲では、1996 年から、中華民国總統は台湾、澎湖、金門及び馬祖地域のみで直接選挙にて選出するとされ、事実上ほぼ台湾のみでの選出となったと指摘する⁶⁶。

したがって、台湾は、全中国支配という中華民国憲法そのものの改正手続きを経ることなく、追加条文を制定するという変則的な体系下で「一つの中国」を掲げつつ中華民国の台湾化は同時進行しており、政治実体として統治していると考える。

5. 「一つの中国」原則の解釈とその限界

以上のことから、中国大陆の「一つの中国」原則は、建国以来、概ね一貫した方針を貫徹している一方、中華民国における同原則の解釈は、弾力的に大きく変容していることを確認した。

表 2 は、大きく変容する中華民国における「一つの中国」原則に係る政策の変化に対応した中国大陆の措置の変化の抜粋である。中国大陆は達成すべき目標としての「一つの中国」原則を前提とする一方、長期的な目標を堅持しつつも情勢に応じた時々の限界を設定し、将来の実現可能性を確保してきた特徴が捉えられる。このため、世論や物理的崩壊によって两岸統一を将来的に破滅させることとなる武力行使を留まるように、均衡を維持しつつ全体を俯瞰した望ましい状態を作り出しているものと考える。

表 2 台湾における中国大陆の政策・措置

中国大陆の対台湾政策・措置	【中国大陆】
台湾の対中国大陆政策・措置	<p>達成すべき目標として「一つの中国」原則を前提に「一国二制度」の下で国家統一の方針について基本的に一貫した立場を採用し、「一つの中国とは中華人民共和国」という主張の堅持</p> <p>「台湾解放」は、「祖国統一」、「統一促進」、「独立阻止」を経て「現状維持」へと変化</p>

の一 実台灣 による 大陸 未来 の「反攻」 の一 一つの 中の中國 のと 迫り 求う へ政 と治 変化 目標が 二つ の中華 民国	1957年 三不政策	1978年 憲法序言に「祖国統一」を追加
	1979年 蔣經国は、蒋介石の方針を継承。	1979年 葉劍英は「台湾同胞に告げる書」にて、「台湾解放」を「祖国統一」へと台湾政策の方針変更。
	1988年～2000年 三民主義と中国統一 三通の受け入れ	1995年1月30日 江沢民八項目提案 「平和的方式」と「非平和的方式」
	1990年8月 国家統一委員会設置、 国家統一綱領	2000年2月20日 第二次「台湾白書」にて 「交渉の無期限延長」に 対しては武力行使
	1991年4月30日 動員戡乱時期臨時條款の廃止	2005年3月14日 「反國家分裂法」「武力行使」から「非平和的手段」、「統一促進」から「現状維持」
	1991年 改憲、中華人民共和国の合法性承認	2015年3月4日 談話にて「92年コンセンサス」を強調
	1995年 李登輝六項目提案	2019年1月2日 重要講話にて「武力の使用を放棄することを決して約束しない」との発言
	1996年 初の総統民選実施	
	1999年7月 李登輝「二国論」発言	
	2006年2月 国家統一委員会・國家統一綱領廃止	
	2008年5月 新三不政策	

出所：人民網（日本語版）、中華人民共和国外交部、台北駐日經濟文化代表処、中華民国大陸委員会の各ホームページを参考に筆者作成。

6. おわりに

本稿では、1949年から2025年に至る中国大陆と台湾との間の「一つの中国」原則に関する解釈及び認識の変化とその限界について、中台両岸の指導者及び政権の採用した政策を中心に検討した。検討した結果は、まず、中台両岸の「一つの中国」原則の解釈の変化について、各指導者等の実施した政策に着目して、現状を捉える「現状維持」の解釈に差異があり、中台両岸の政策に影響を与えていると概観し

注

1. 中国政治協商會議全國委員会ホームページ、
<http://www.cppcc.gov.cn/2011/12/16/ARTI1513309181327976.shtml>、2025年12月27日閲覧。
2. 福田円『中国外交と台湾－「一つの中国」原則の起源－』慶應義塾大学出版会、2013年、p.3。
3. 福田円、前掲注2、p.5。
4. 日本国外務省ホームページ、
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bluebook/1972/s47-2-4-1.htm>、2025年10月8日閲覧。
5. 華國鋒政権（1977～1980年）は短期間にとどまっ

た。次に、各指導者が採用した政策と各々の憲法との関連について、中国大陆の「一つの中国」原則は、建国理念に係る武力行使をも厭わない価値がある一方で、台湾では現実的な状況に弾力的に内容を適応させてきたと析出した。そして、中台両岸の採用した政策とその実行から、「一つの中国」原則に対する認識の変化とその限界について、現実的な状況を追認することで国際社会からの理解を大きく逸脱しない程度に均衡を保ちつつ行動していると考察した。

以上のことから、中台両岸及び第三国における「現状」とは、各々の解釈が異なることを確認した。つまり、中華民国にとっての現状とは分裂・分治状態であり、現状維持とは、台湾が一貫して国家であるという状態の維持と言える。また、米国にとっての現状とは、地域における米国の圧倒的な優勢であり、中台両岸が米国の意志に逆らわない状態と言える。このため、米国にとっての「現状維持」とは、「中国が武力を行使しないこと」であり、「台湾は独立しないこと」となる。すなわち、「一つの中国」原則の本質を捉える上で、「現状」を如何に捉えるかとの視点が極めて重要なものと言える。

したがって、「一つの中国」に関する中国大陆の認識は、概ね独立を阻止する固定的な概念を中心として若干の幅を持たせて運用されている一方、台湾における認識は、指導者毎に弾力的に大きく変化しており、その要因としては对中国との政治的関係よりもそれ以外の民主主義的大国である米国との関係が大きく影響しているものと考えられる。

【本稿に記載した意見は、筆者個人のものであり、いかなる組織の見解を代表するものでもない】

- たものの、「一つの中国」原則に変更はなかった。
6. 日本国外務省ホームページ、
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bluebook/1983/s58-shiryou-508.htm>、2025年12月29日閲覧。
 7. 日本国外務省ホームページ、
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bluebook/1982/s57-shiryou-510.htm>、2025年12月29日閲覧。
 8. 台北駐大阪經濟文化辦事處福岡分處ホームページ、
https://www.roc-taiwan.org/jpfuk_ja/post/5838.html、2025年12月29日閲覧。
 9. 中華人民共和国外交部ホームページ、

- https://www.mfa.gov.cn/web/ziliao_674904/zt_674979/dnzt_674981/qtzt/twtt/twttbps/202206/t20220606_10699030.html、2025年10月20日閲覧。
10. 松田康博「中台関係における『現状維持』の逆説－2004年台湾立法委員選挙前後を中心に－」『問題と研究』第34巻5号、2005年2月、pp.34-35。
 11. 「一つの中国原則の堅持は動搖しない」「平和統一を勝ち取る努力は放棄しない」「台湾人民に希望を寄せる政策は変えない」「台湾独立分裂活動への反対は妥協しない」の4点を指す。
 12. 松田康博「中国の対台湾政策と台湾総統選挙－1996年～2020年」『日本台湾学会報』第23号、2021年6月、pp.59-60を参照。
 13. 松田康博 前掲注10、p.35を参照。
 14. 「台湾独立」を掲げる分裂勢力がいかなる名目、いかなる形であれ台湾を中国から分裂させるという事実を引き起こした場合、台湾の中国からの分裂を引き起こす可能性のある重大な事変が引き起こされた場合、平和統一の可能性が完全に失われた場合。
 15. 松田康博 前掲注12、p.60。
 16. 松田康博 前掲注12、p.65を参照。
 17. このコンセンサスは、1992年に中台の窓口機関の折衝で形成されたといわれる考え方であり、文書化されたものではない。また、このコンセンサスの解釈については、当時の国民党政府は「『ひとつの中国』の中身については（中華民国と中華人民共和国）それぞれが述べ合うことで合意した」と解釈している。池上寛「馬英九総統の再選と日本の尖閣諸島領有権に対する反発」『アジア動向年報2013』アジア経済研究所、2013年、p.157を参照。コンセンサスであるはずなのに、その内容は中台で異なる。中国の海協会版の定義は「海峡两岸は共に国家統一を求める努力をする過程で、双方が一つの中国という原則を堅持する」であり、台湾の海基会版では同じ表現の後に「しかし一つの中国の定義について、認識はそれぞれ異なり」、「口頭声明の方式で表明する」が加わる。台湾側の定義はいわば「不同意に同意する」(agree to disagree) コンセンサスであるが、中国側は不同意に同意するのではなく、互いに相手を承認しないものの(mutual non-recognition)、相手の内部向けの異なる主張を敢えて否定しないという考えに近い。松田康博 前掲注12、p.62を参照。
 18. 人民網（日本語版）、<http://j.people.com.cn/n/2015/0308/c94474-8859474.html>、2024年8月26日閲覧。
 19. 松田康博 前掲注12、p.65。
 20. 福田円「習近平政権の対台湾工作－その現状と展望」『交流』第961号、2021年4月、p.2を参照。
 21. 松田康博 前掲注12、p.66。
 22. 中華人民共和国外交部ホームページ、https://www.mfa.gov.cn/web/ziliao_674904/zt_674979/dnzt_674981/qtzt/twtt/twttbps/202208/t20220810_10738763.html、2025年10月20日閲覧。
 23. 松田康博 前掲注10、p.37を参照。
 24. 接触せず、交渉せず、妥協せずの三不政策をいう。
 25. 松田康博 前掲注10、p.36を参照。
 26. 中華民国大陸委員会ホームページ、<https://www.mac.gov.tw/MAIRC/cp.aspx?n=4C58A4ADA7179B7F&s=0BA88C5B2082277F>、2025年10月12日閲覧。
 27. 山岡規雄「付・台湾の憲法事情」『諸外国の憲法事情3』国立国会図書館、2003年、pp.168-169を参照。
 28. 李登輝『新・台湾の主張』PHP研究所、2015年、pp.104-106を参照。
 29. 黄偉修「李登輝総統の大陸政策決定モデルに関する一考察－1998年辜汪会見を事例として－」『日本台湾学会報』第11号、2009年5月、p.107を参照。
 30. 李登輝『台湾の主張』PHP研究所、1999年、pp.119-120を参照。
 31. 松本はる香「台湾の民主化過程における『一つの中国』の変容」『東亜』第408号、2001年6月、p.74を参照。
 32. 中華民国総督府ホームページ、<https://www.president.gov.tw/NEWS/22070>、2025年10月12日閲覧。
 33. 松田康博 前掲注10、p.37。
 34. 中華民国大陸委員会ホームページ、https://www.mac.gov.tw/cn/News_Content.aspx?n=9223A12B5B31CB37&sms=35FA2C4073CF4DFB&s=F7CEA036A5751152、2025年10月19日閲覧。
 35. 中華人民共和国駐日本大使館ホームページ、https://jp.china-embassy.gov.cn/jpn/zt/www12/200603/t20060301_1988417.htm、2025年10月12日閲覧。
 36. 日本国務省ホームページ、https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/danwa/18/dga_0228.html、2025年10月12日閲覧。
 37. 統一せず（不統）、独立せず（不獨）、武力行使せず（不武）の三不政策をいう。
 38. 岡田充「変容する『一つの中国』－台湾新政権と両岸関係－」『政策科学』第16第2号、2009年2月、p.161を参照。
 39. 台北駐日経済文化代表処ホームページ、https://www.taiwanembassy.org/jp_ja/post/874.html、2025年12月28日閲覧。
 40. 同を求めて異を存すの意。台北駐日経済文化代表処ホームページ、https://www.roc-taiwan.org/jp_ja/post/31943.html、2025年10月12日閲覧。
 41. 台北駐日経済文化代表処ホームページ、https://www.roc-taiwan.org/jp_ja/post/31943.html、2025年10月12日閲覧。
 42. 松田康博 前掲注12、p.65。
 43. 台北駐日経済文化代表処ホームページ、

- https://www.roc-taiwan.org/jp_ja/post/71648.html、
2025年10月12日閲覧。
44. 中央通信社ホームページ、
<https://www.cna.com.tw/news/firstnews/202110105005.aspx>、2025年10月19日閲覧。
45. 民族の独立、民権の伸張及び民生の安定の主張は孫文に由来するものである。
46. 1991年の憲法改正で憲法の効力の及ぶ範囲を台湾に限り、1999年7月に、中国の大陸における統治権の合法性を認めるとする二国論を発表した。
47. 同演説において、「2,130万人の同胞（兩千一百三十萬同胞）」という表現が6回用いられた。
48. 5つのノーとは、「中国共産党が台湾に武力を行使しない限り、任期中に独立を宣言せず、国名を変えず、二国論を憲法に盛り込まず、現状を変える統一独立国民投票を推進せず、国家統一綱領と國家統一委員会を廃止しないこと」をいう。
49. 同演説において、「2,300万の人民（兩千三百萬人民）」という表現が5回用いられた。
50. 「経済成長のエネルギー強化」、「雇用の創出と、社会における公平と正義の定着」、「低炭素とグリーンエネルギーの環境づくり」、「文化的国力の構築」及び「人材の積極的な育成と招聘」
51. 両岸の和解により台湾海峡の和平を実現、国際的な貢献を拡大、国防力による外からの脅威を抑止の3項目。
52. 同演説において、「我ら2,300万人民（我們兩千三百萬人）」という表現が2回用いられた。
53. 中華民国総統府ホームページ、
<https://www.president.gov.tw/qrcode/16j.html>、2025年10月12日閲覧。
54. 台北駐日經濟文化代表處ホームページ、
https://www.roc-taiwan.org/jp_ja/post/12964.html、2025年10月12日閲覧。
55. 中華民国大陸委員会ホームページ、
https://www.mac.gov.tw/News_Content.aspx?n=8476E33768D2266B&sms=2A725F66F2160C6&s=C0AD3D3E90007DE7、2025年10月12日閲覧。
56. TAIWANTODAY、<https://jp.taiwantoday.tw/AMP/148/74667>、2025年10月12日閲覧。
57. 台湾新聞（日本語版）、
<https://taiwannews.jp/2024/05/%e6%97%a5%e6%9c%ac%e8%aa%9e%e8%b3%b4%e6%b8%85%e5%be%bb%e6%b7%8f%e7%b5%b1%e5%b0%b1%e4%bb%bb%e6%bc%94%e8%aa%ac%e5%85%a8%e6%96%87/>、2025年10月12日閲覧。
58. 中国政治協商會議全國委員会ホームページ、
<http://www.cppcc.gov.cn/2011/12/16/ARTI1513309181327976.shtml>、2025年12月28日閲覧。
59. 中華人民共和国国防部（2025）、
<http://www.mod.gov.cn/gfbw/fwgl/flfg/4807615.html>、2025年8月20日閲覧。
60. 土屋英雄「中華人民共和国の各憲法の全訳および関係法令」『筑波法政』第34号、2003年、p.363。
61. 土屋英雄 前掲注56、p.374。
62. 土屋英雄 前掲注56、p.363。
63. 山岡規雄「付・台湾の憲法事情」『諸外国の憲法事情3』国立国会図書館、2003年、p.163を参照。
64. 全国法規資料庫ホームページ、
<https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=A0000001>、2025年12月28日閲覧。
65. 松本はる香 前掲注31、pp.76-77を参照。
66. 松田康博 前掲注12、p.56を参照。

引用文献

- 岡田充「変容する『一つの中国』－台湾新政権と両岸関係－」『政策科学』第16巻第2号、2009年2月
- 後藤洋平「賴清德政権の発足を受けた中国の対台湾政策の展望」『防衛研究所 NIDS コメンタリー』第327号、2024年5月31日
- 竹内孝之「『1992コンセンサス』の有用性と限界－台湾の地位と中台関係の定義をめぐる攻防」川上桃子・松本はる香編『馬英九政権期の中台関係と台湾の政治経済変動』アジア経済研究所、2017年
- 土屋英雄「中華人民共和国の各憲法の全訳および関係法令」『筑波法政』第34号、2003年
- 福田円「習近平政権の対台湾工作－その現状と展望」『交流』第961号、2021年4月

福田円『中国外交と台湾－「一つの中国」原則の起源－』慶應義塾大学出版会、2013年

松田康博「中台関係における「現状維持」の逆説－2004年台湾立法委員選挙前後を中心に－」『問題と研究』第34巻5号、2005年2月

松田康博「中国の対台湾政策と台湾総統選挙－1996年～2020年」『日本台湾学会報』第23号、2021年6月

松本はる香「台湾の民主化過程における『一つの中国』の変容」『東亜』第408号、2001年6月

山岡規雄「付・台湾の憲法事情」『諸外国の憲法事情3』国立国会図書館、2003年

李登輝『台湾の主張』PHP研究所、1999年

(Received:January 28, 2026)

(Issued in internet Edition:February 10, 2026)